

市民環境部環境政策課

1 米子市環境マネジメントシステム（ISO14001）の運用

米子市の事務事業による地域の環境や地球環境に与える影響を可能な限り低減するために、本市の本庁舎及び第2庁舎を対象に国際規格である環境マネジメントシステム（ISO14001）を運用する。

○平成18年度における主な取組状況

年 月 日	内 容
平成18年4月1日	米子市環境マネジメントシステム文書（要領、手順書、管理調査文書、環境記録）改定
平成18年6月1日	第2庁舎を米子市環境マネジメントシステムの対象範囲として拡大して運用開始 米子市環境マネジメントシステム文書（マニュアル、要領、手順書、管理調査文書、環境記録）改定
平成18年8月25日	米子市環境マネジメントシステム文書（マニュアル、要領）改定
平成18年8月25日 8月29日	内部環境監査委員養成研修（本庁及び第2庁舎の課長級職員を対象に2回に分けて実施）
平成18年9月1日 ～9月15日	内部環境監査（内部環境監査委員により各課相互に監査を受ける）
平成18年11月10日	市長によるシステムの見直しを実施
平成18年11月13日 11月14日	サイト拡大審査（定期審査受審を兼ねる）：審査登録機関：日本環境認証機構 J A C O
平成18年11月29日	登録証（第2庁舎を含む）の交付を受ける
平成19年1月1日	米子市環境マネジメントシステム文書（環境記録）改定

2 中海のラムサール条約湿地の啓発等

平成17年11月に、米子水鳥公園を含む中海がラムサール条約に登録され、これを契機に民間主導による中海の環境保全等の取り組みが促進され、これらの取り組みの支援等を行った。この一方、市民等に対して中海やラムサール条約に関する情報提供も行った。

(1) 中海アダプトプログラムへの支援

アダプトプログラムとは、市民団体や個人が公共のスペースを分担して、自分のこどものように面倒をみるという、市民と自治体が協働して進める、新しいまちの美化活動である。中海護岸の清掃を行うため、55団体が登録されており、本市の職員で組織するボランティア団体「米子市役所中海クリーン隊」も参加している。本市としては、ゴミ袋の支給、回収ごみの処分、広報活動の支援を行った。

(2) ラムサール条約湿地 中海・宍道湖一斉清掃の実施

中海・宍道湖がラムサール条約に登録されたことを記念し、中海等のすばらしさや大切さを再認識してもらうために中海・宍道湖沿岸市町と沿岸一斉清掃活動を実施した。

実 施 月 日 平成18年6月11日（日）

実 施 場 所 湊山公園周辺護岸

参加者人数 約1,000人

ごみ収集量 約1トン

(3) 私たちの中海（副題：豊かな自然を未来へ）のビデオ、DVDの作成

ラムサール条約及び中海に関する情報を児童・生徒・市民に広く提供するとともに、関心を持ってもらうためビデオ、DVD（100本）を作成した。

3 米子市みんなできれいな住みよいまちづくり条例の制定

ごみの投棄、飼い犬等のふんの放置の防止並びに歩きたばこの被害の防止等に関する環境美化活動等、本市並びに市民等、事業者、土地所有者等が協働して取り組み、まちの美観を損ねることのない「きれいな住みよいまちづくり」を推進することを目的とする標記の条例を平成19年3月28日制定した。（平成19年米子市条例第14号）

○ 条例内容の概要

(1) 責務規定 市、市民等、事業者、土地所有者等 の責務を定め、協働して取り組むこととしている。

(2) 各行為の禁止規定等（市内全域の公共の場所）

① 空き缶、たばこの吸い殻等のぼい捨て禁止

② 飼い犬等のふんの未回収

③ 上記の①及び②の指導に従わない者に対して命令することができ、更にこの命令に従わない者に対しては罰則（過料）を科すことができる。これは、条例の実効性を確保するためのもので、罰則を科すことが目的ではない。

(3) 努力規定（市内全域の公共の場所）

歩行しながら（自転車に乗車中も含む）の禁煙の努力。

(4) 環境美化推進区域の指定

「きれいな住みよいまちづくり」を推進することが特に必要な区域を標記推進区域に指定することができる。

○ 米子市環境審議会の開催状況

環境の保全及び創造に関する基本的な事項を調査・検討することを目的とした米子市環境審議会（米子市環境基本条例第19条に基づく）を次のとおり開催し、この条例に対する意見等をいただいた。

年 月 日	内 容	概 要
平成18年10月25日	第1回 審議会	諮問（公共の場所での空き缶等のぼい捨て、飼い犬のふんの放置禁止、たばこの喫煙制限）
平成18年10月16日 ～10月31日	アンケート調査	空き缶等のぼい捨て、飼い犬等のふん、喫煙に対する市民意向の調査。（対象18才以上市民、送付数1,500通、回収数642通）
平成18年12月4日	第2回 審議会	市民アンケート調査に基づき、事務局条例原案提出し、審議。
平成18年12月12日 ～1月10日	条例案に対するパブリックコメント	米子市市民意見公募手続要綱に基づき、条例案に対するパブリックコメントの募集。（意見提出者59名）
平成19年2月1日	第3回 審議会	市民アンケート、パブリックコメント等を参考に審査し、方向性決定。
平成19年2月9日	答申	内容概要 現段階において、喫煙制限区域を指定して規制するのは時期尚早。公共の場所における歩行喫煙をしない旨の努力規定を設ける。当面は条例の運用により、市民の喫煙マナー向上を見つつ、その結果を踏まえた上で、喫煙制限の是非を再度議論することとする。

4 公害防止対策

(1) 水 質

新加茂川（深浦、美吉、前田橋）、法勝寺川（大袋、戸上）、小松谷川（青木）

定点測定 6か所、6回 延36回 大沢川8回、野本川4回、精進川4回

妻木川（河口、淀江・大山境界）、塩川（平岡、小波上、小波浜） 5ヶ所、1回 延べ5回

(2) 悪 臭

ア 事業場の悪臭採取 年21回

イ 事業場数 11か所

*測定については下水道部施設課環境検査室

5 騒音規制法・振動規制法に基づく届出数

(1) 特定施設に関するもの

- ・ 騒音（設置届、変更届等を含む。） 12件
- ・ 振動（ 〃 ） 3件

(2) 特定建設作業に関するもの

- ・ 騒音 20件
- ・ 振動 10件

6 県公害防止条例に基づく届出数

- ・ 騒音関係特定施設（設置届、変更届等を含む。）
3件（新設2件、変更1件）

7 苦情処理件数等

(1) 苦情の受理及び処理状況

苦情の種類		大気汚染	水質汚濁	騒音	振動	悪臭	土壌汚染	地盤沈下	電波障害	不法投棄	その他	合計
取扱件数	受理	23	10	13	1	19	1			3	18	88
	処理	23	9	12	1	19	1			3	18	86

(2) 土地等の適正管理指導 指導件数 21件

(3) 油流出事故対応 対応件数 9件

8 主な環境保全事業

(1) 中海水質汚濁状況の調査研究委託

委託先 米子工業高等専門学校 物質工学科

(2) 環境月間行事 (6月1日～6月30日)

ア 環境作文の募集

環境作文の募集と表彰

市内小・中学生を対象に環境美化に関する作文を募集した。

入賞者数	金賞	小学生1人	中学生1人
	銀賞	〃 3人	〃 3人
	銅賞	〃 5人	〃 5人

イ よなごし環境フェア 2006

一般市民を対象に、環境問題に気づき、考えて、ライフスタイルを見直すきっかけとなるような啓発イベントを実施した。

実施日 6月4日(日)

実施場所 米子市児童文化センター、中海(サイエンスクルーズ)等

実施内容 リサイクル工作、新エネルギー展示、サイエンスクルーズ等の各種環境関係の催し

参加人数 述べ1,500人

(3) 中海湖上観察学習会

中海を船上から見ることにより、中海の汚濁状況を肌で感じてもらい、水質浄化対策の意識の高揚を図ることを目的として実施した。

実施日 8月11日(金)

参加者 小学生5,6年生 89人 引率教員 23人

講師 田平敏雄、向井哲朗

(4) 中海写真展

中海を身近なものとしてとらえ、その保全に向けて意識を高めることを目的として写真を募集し、『よなごし環境フェア2006』の一環として中海写真展を開催した。

出品者数 一般の部 37人 中学生の部 -人

出品数 一般の部 77点 中学生の部 -点

入賞者数 一般の部 最優秀賞 1点 優秀賞 3点 入選 11点

(5) 米子市環境美化活動奨励

環境美化活動の高揚を図るため、地域の環境美化に功労のあった団体又は個人(9件)に対し感謝状を贈呈した。

○期日・場所 11月20日(月) 米子市役所401会議室

(6) 鳥取県を美しくする運動月間の実施

ア 期間 9月1日～10月31日

イ 清掃活動

(ア) 奉仕活動実施団体数 2団体

(イ) 参加延べ人数 40,144人

(7) 環境パトロール車の運行状況

ア 運行内容

運行回数	苦情調査	油流出事故	その他(パトロール等)
382回	209回	25回	148回

(8) こどもエコクラブ

次世代を担う子どもたちが、地域において、主体的に環境学習及び環境保全活動に取り組み、将来にわたる環境の保全への高い意識を醸成することを支援するため、環境省が全国に「こどもエコクラブ」を発足させた。

市内参加クラブ 9クラブ（福生東小、住吉小、河崎小、地域参加のクラブ3、公募制クラブ3）

- 関係行事 親子ホテル観察会
 - 実施日 6月15日（木）16日（金）19日（月）
 - 実施場所 島根県雲南市大東町
 - 参加人数 32人
- 関係行事 サマーエコキャンプ in 日南邑
 - 実施日 8月19日（土）～8月20日（日）
 - 実施場所 日南町 ふるさと日南邑 ファームイン
 - 参加人数 33人
- 関係行事 水鳥観察会
 - 実施日 11月18日（土）
 - 実施場所 米子水鳥公園
 - 参加人数 23人
- 関係行事 米子市こどもエコクラブ交流会
 - 実施日 2月4日（日）
 - 実施場所 米子市児童文化センター
 - 参加人数 36人

(9) エコクッキング講習会の開催

環境にやさしい食生活、環境にやさしい料理方法を通じて環境のことを考えることを目的として実施した。

開催事業名	実施日	実施場所	参加人数	備考
よなごし環境フェア 2006 [エコクッキングコーナー]	6月4日（日）	米子市 児童文化センター	200人	
学校及び地域単位のこどもエコクラブ	8月3日（木）	彦名公民館	6人	
〃	8月17日（金）	福生東公民館	23人	
〃	10月10日（月）	住吉小学校	25人	
〃	10月13日（火）	河崎公民館	20人	
〃	11月6日（月）	福生東公民館	20人	計5回

9 中海の浄化対策

(1) 米子市中海水質保全推進委員会

- ア 構成 委員長（助役）1人 委員（関係部長）6人
幹事（関係課長）15人
- イ 委員会開催 0回
- ウ 幹事会開催 0回
- エ 委員会の報告及び資料配布

- (2) 生活排水対策講習会の開催
4回開催 参加人員 延べ164人

10 生活排水対策の推進

- (1) 生活排水対策推進指導員制度の実施

- ア 指導員2人

- イ 生活排水対策推進指導員名

- 赤井正子

- 山田悦子

- (2) 生活排水対策推進計画の実施

米子市の生活排水対策重点地域（加茂川・旧加茂川、大沢川流域のうち下水道処理区域を除いた地域）における生活排水対策の推進を図るための基本計画を平成5年に策定し、平成17年3月に見直しを行い、その計画に基づいて事業を継続実施した。

11 環境美化推進団体の育成

- (1) 米子市環境をよくする会

- ア 構成 37人（団体代表者）

- イ 会長 齋木定家

- ウ 台所用ろ過袋の斡旋

- エ 市内一斉清掃事業（春秋2回）

- (2) 加茂川を美しくする運動連絡協議会

- ア 構成 34人（団体代表者）

- イ 会長 高橋行真

- ウ 加茂川一斉清掃（春秋2回）

- エ 花壇整理 花壇補修、つつじ補植

12 米子市市内グリーンオフィス活動

- (1) 環境にやさしい米子市役所率先実行計画の策定

地球環境問題に代表される、大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済活動や生活様式に起因する環境問題に対処するため、市は一事業者、一消費者としての立場で率先して環境に配慮した行動を示す必要がある。

市が、省エネルギー、省資源等の環境保全活動を実行することで環境への負荷を低減するとともに、市民及び事業者の自主的な取組を促進する目的で平成13年7月から「環境にやさしい米子市役所率先実行計画」を策定し取り組んできたが、平成18年4月1日より「第2次環境にやさしい米子市役所率先実行計画」を策定し取り組んでいる。なお、本計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく実行計画を含んでいる。

計画期間 平成18年度～22年度

対象範囲 市のすべての機関が実施する事務事業

削減目標 温室効果ガス及び温室効果ガス排出に係るエネルギー等を前年度より削減

(2) 点検実施概要(平成18年度第1四半期～第3四半期)

水道、下水道及び家庭ごみ収集事業等を除く取組実績

取組項目	実績	基準年比削減(増加)率	基準年	
主な排出源の内訳	温室効果ガス総排出量(二酸化炭素換算量)	1,950.5トン	22.2%削減	平成17年度
	電 気	4,038.6千kwh	12.0%増加	
	水 道	281,257 m ³	23.0%増加	
	都 市 ガ ス	115,698.4 m ³	39.6%削減	
	公 用 車 用 ガ ソ リ ン	46,137.8リットル	0.1%削減	
	印 刷・コピ-用紙購入量	61,346.1 kg	24.9%増加	
	可 燃 ゴ ミ	108,768.5 kg	10.4%増加	
不 燃 ゴ ミ	14,029.6 kg	7.2%増加		

《 一般廃棄物の処理 》

1.3 分別収集の推進

(1) 平成9年度から実施した分別収集の定着を図るとともに、指定された方法での持ち出しについて啓発を行った。

ア 関係諸団体等に対する説明会の実施

(ア) ごみの分別が不十分なため、分別方法等の説明会開催の要請があった自治会に対し、説明会を実施した。

(イ) 各種団体での研修会を行った。

イ リサイクル推進員に対する研修会

平成18年4月1日に委嘱したリサイクル推進員に対し、研修会を行った。

ウ 「広報よなご」等による啓発

(ア) 「平成19年度 ごみ分別収集カレンダー」を作成し、各世帯に配付した。

(イ) 「広報よなご」によりごみの分別方法等について周知を図った。

エ 分別に対する啓発

(ア) ごみ分別の徹底及び排出マナーの向上並びに収集作業時の安全性確保の面から、集積場にごみを持ち出す際に排出ルールの守られていないものについて、イエローシールを貼り付ける等の方法により、指導・啓発した。

(2) 発泡スチロール等の分別区分の変更

ア 平成18年4月1日から「発泡スチロール等」の分別区分を「白色発泡スチロール・トレー」に変更した。

イ 分別区分の変更に伴う持ち出し方法及び処理方法について、啓発チラシを作成し各世帯に配布するとともに、リサイクル推進員に対し説明会を行った。

1.4 ごみ減量化の推進

より一層のごみの減量を目的として、啓発・指導を行った。

(1) リサイクルフェア・環境フェアにおいて、ごみの減量化・資源化の啓発を行った。

(2) ごみの種類により、排出方法の徹底を図った。

(3) ごみを多量に排出する事業所に対し、自己処理あるいは、直接処理施設に搬入するよう、指導した。

1.5 清掃指導及び廃棄物の特別処理

環境事業課と協力し、市内を定期的にパトロールするとともに、投棄者不明な不法投棄された廃棄物を処理した。

(1) パトロールの実施

パトロール車により、定期的に全市のパトロールを実施した。

(2) 不法投棄物処理

ア 海岸付近、山林等を重点的に、不法投棄者の調査を実施し、投棄者不明な不法投棄された廃棄物を処分した。

イ 長年にわたり、不法投棄されていた産業廃棄物等の一部を処理し、周辺地域の衛生及び美観の回復を行った。

ウ 家電リサイクル法の施行に伴い、収集対象外となった家電5品目(テレビ、エアコン、冷凍・冷蔵庫、洗濯機)を処理した。

※テレビ 135台、 エアコン 12台、 冷凍・冷蔵庫 19台、 洗濯機 14台

1.6 ごみの持ち出しステーション及び収集路線の調整

環境事業課と協力し、市内各地区のごみ持ち出しステーション及び収集路線について、調整を行った。

(1) ごみ持ち出しステーションの新設及び変更

	新 設	廃 止	移 動
ア 可燃ごみ	48件	6件	11件
イ 不燃ごみ	0件	0件	1件
ウ 不燃ごみ及び資源物	8件	0件	3件
エ 可燃ごみ、不燃ごみ及び資源物	83件	5件	30件
オ 資源物	0件	0件	0件
カ 有害ごみ	0件	0件	1件

(2) 収集路線の調整

公共工事等に伴う路線変更 72件

1.7 特別収集

(1) 年始の特別収集

年始の休日に、可燃ごみの特別収集を実施した。

平成19年1月4日 月・木コース

(2) ハッピーマンデーの特別収集

ごみの収集コースごとの収集回数の不均衡を是正するため、海の日(7月の第3月曜日)、敬老の日(9月の第3月曜日)、体育の日(10月の第2月曜日)、成人の日(1月の第2月曜日)の4日間の月曜日(ハッピーマンデー)の特別収集を実施した。

ア 特別収集するごみの区分

- ・可燃ごみ
- ・缶・ビン類及び白色発泡スチロール・トレー

18 ごみ袋のあっせん及び協力店による販売

本市の推奨するごみ袋（1袋20枚入り）について、自治会を通じてあっせんするとともに、販売協力店により販売した。

(1) 販売数量

ア 有料あっせん	31,376袋
イ 市内の百貨店・スーパー等の協力店による販売	113,725袋

19 米子市廃棄物減量等推進審議会の開催

「米子市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」第9条の2に基づく、一般廃棄物の減量及び適正な処理を図るための、審議会を開催した。

	開催日	審議事項
第1回	平成18年 5月10日	諮問「ごみの有料化のあり方及び実施方法・時期等について」
第2回	平成18年 6月 7日	ごみの有料化の必要性、有料化するごみの区分について
第3回	平成18年 6月30日	ごみの有料化に係る手数料の使途、処理経費に占める手数料の割合、手数料徴収の方法等について
第4回	平成18年 7月19日	ごみの有料化に係る手数料徴収の考え方、ごみ袋の種類・大きさ等について
第5回	平成18年 8月11日	ごみの有料化に係る料金体系、減免措置・負担軽減措置、不適正排出と不法投棄対策等について
第6回	平成18年 8月28日	ごみの有料化に係る負担軽減措置、ごみ収集の方法等について
	平成18年 9月 4日	答申

20 ごみの有料化の実施に向けての取り組み

(1) 有料化の実施決定について

米子市廃棄物減量等推進審議会への諮問・答申、平成18年9月議会での議決を経て、平成19年度からごみの有料化を実施することが決定した。

(2) 有料化の概要

ア 有料化の目的

- (ア) ごみ減量化の一層の推進
- (イ) ごみ排出量に応じた費用負担の公平性・平等性の確保
- (ウ) ごみ処理経費に係る財源確保

イ 有料化するごみの区分

可燃ごみ及び不燃ごみ（不燃性粗大ごみを含む）

ウ 有料化の方法

ごみ処理手数料の負担媒体を指定ごみ袋及び収集シールとし、ごみの排出量に応じてごみ処理手数料を支払う単純従量制。

エ ごみ処理手数料の額

	可燃ゴミ専用		不燃ゴミ専用	
	指定ごみ袋	大(40L)	60円	大(40L)
	中(20L)	30円	中(20L)	30円
	小(10L)	15円	小(10L)	15円
収集シール		60円		60円

オ その他

(ア) 事業系ごみの収集廃止

平成19年4月から、事業所から排出されるごみは市が収集しないこととした。

(イ) 可燃ごみ処理手数料の改定

40kgまでの無料区分を廃止し、手数料徴収単位を10kgに変更することとした。また、手数料の額を190円/10kgとした。

(3) 有料化制度の周知

ア 自治会長・リサイクル推進員に対して

ごみ有料化制度説明会を実施した。

イ 住民に対して

(ア) 市内の全420自治会に対して「米子市ごみ処理有料化制度住民説明会」を実施した。

(イ) 説明会開催依頼のあった市内の24団体に対してごみ有料化制度説明会を実施した。

(ウ) 平成18年11月、平成19年2月及び3月に「よなごみ通信」を発行した。なお、3月に発行した第3号については、タウンメールにより全戸配布した。

(エ) ポスターの掲示、バス車内広告の掲示、米子市ホームページへの掲載、米子市公会堂への看板設置、テレビCM及びラジオCMの放送を行った。

ウ 事業者に対して

(ア) 市内の事業者に対して、有料化に伴う事業所ごみの収集廃止について、啓発チラシを配布した。

(イ) 事業者対象のごみ有料化制度説明会を6回実施した。

エ 不動産管理者に対して

アパートなどの住民に対して周知を図るため、不動産管理者対象のごみ有料化制度説明会を2回実施した。

(4) 市職員によるごみステーションでの指導・啓発について

ア 平成19年3月中に、市職員がごみステーションにおいてチラシの配布、有料化制度の説明を行った。

(5) 指定ごみ袋及び収集シールの販売について

ア 指定ごみ袋・収集シール販売枚数及び手数料の額

	取扱箇所数(箇所)	指定ごみ袋及び収集シール販売枚数								手数料の額(円)
		可燃ごみ専用				不燃ごみ専用				
		指定ごみ袋(組)			収集シール(シート)	指定ごみ袋(組)			収集シール(シート)	
大(40L)	中(20L)	小(40L)	大(40L)	中(20L)		小(40L)				
指定ごみ袋等取扱店	128	54,050	38,650	26,400	9,500	27,500	27,430	22,670	10,080	83,163,300
自治会	255	41,596	38,687	13,846	16,271	12,141	21,298	12,947	15,893	65,835,690
計	383	95,646	77,337	40,246	25,771	39,641	48,728	35,617	25,973	148,998,990

※1組10枚入、1シート=6枚綴

2.1 ごみ減量化及び資源化対策事業

(1) 資源ごみ回収運動推進事業奨励金交付事業

一般家庭等から排出される資源ごみの再利用を促進し、廃棄物の分別収集を目的として、資源ごみ回収運動推進団体の回収実績に応じて奨励金を交付した。

推進団体	回 収 量					奨励額	実施回数
	古紙類	空きびん類	空びんケース類	金属類	その他		
75団体	884,045 kg	20,469 本	419 個	31,974 kg	70 kg	4,580,278 円	241 回
奨励単価	5 円 / kg	3 円 / 本	6 円 / 個	3 円 / kg	3 円 / kg		

(2) 家庭用生ごみ処理機購入費補助金交付事業（旧淀江町区域）

旧淀江町区域において、一般家庭から排出される生ごみの自家処理を促進することにより、ごみの分別意識の向上及びごみの減量化を図るため、1家庭1基を限度として購入者に対して、補助金を交付した。

補助対象基数	補助金額（購入金額の3分の1かつ上限2万円）
11基	211,099円

2.2 一般廃棄物の排出量

- | | |
|-------------------|--------------------|
| (1) 可燃ごみ | 57,102,710 kg |
| (2) 不燃ごみ及び不燃性粗大ごみ | 6,832,385 kg |
| (3) 白色発泡スチロール・トレイ | 92,850 kg |
| (4) 資源ごみ（缶・ビン類） | 1,897,820 kg |
| (5) ペットボトル | 297,120 kg |
| (6) 再利用ビン | 62,798 kg（78,796本） |
| (7) 古紙類 | 7,358,690 kg |
| (8) 有害ごみ | 81,129 kg |
| (9) 家電4品目（事業所） | 6,690 kg |

※リサイクルプラザ搬入台数 エアコン 83台、テレビ 397台、冷凍・冷蔵庫 0台、洗濯機 157台

2.3 処理困難物等の処理

環境事業課と協力し、市道等に放置あるいは、一般家庭から米子市クリーンセンターに持ち込まれた動物の死体、一般家庭から持ち込まれたガレキ類及び海岸に漂着した医療系廃棄物の処理を行った。

- | | |
|------------|--------|
| (1) 動物死体 | 487件 |
| (2) ガレキ類 | 3.71トン |
| (3) 医療系廃棄物 | 774個 |

2.4 流木等の処理

平成18年7月16日から21日の日野川流域の大雨に伴い弓ヶ浜半島に漂着した流木等の処理を行った。

- | | |
|------------|------------|
| (1) 流木等処理量 | 199,410 kg |
|------------|------------|

2.5 し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬実績

(1) 環境事業課（直営）収集実績

市内13箇所の公衆便所のし尿を1台の車両で収集した。

稼働日数	27日	収集量	28,140ℓ
------	-----	-----	---------

(2) 許可業者収集実績

直営収集以外のし尿及び浄化槽汚泥について収集した。

	し尿及び浄化槽汚泥収集車	浄化槽汚泥収集車	合計台数
(有)みつわ衛生社	5台	1台	6台
(有)米子清掃	4台	2台	6台
(有)いけまつ環境	2台	1台	3台
(有)かたぎや	2台	—	2台
(有)二宮清掃	3台	—	3台
(有)いづはら	2台	1台	3台
(有)富士衛生	2台	—	2台
(有)淀江清掃社	3台	—	3台
計	23台	5台	28台

(3) し尿及び浄化槽汚泥投入量

施設名	投入量 (t)			投入割合 (%)
	し尿	浄化槽汚泥	計	
米子浄化場	17,673,493	19,795,811	37,469,304	89 %
白浜浄化場	2,826,031	1,734,805	4,560,836	11 %
計	20,499,524	21,530,616	42,030,140	100 %

2.6 公衆便所清掃

市内4箇所の公衆便所内の清掃業務を委託により実施した。

2.7 産業廃棄物処理施設等の設置に伴う事前協議

「鳥取県産業廃棄物の処理に関する指導要綱」に基づき鳥取県から照会のあった産業廃棄物処理施設等の設置に伴う事前協議について、本市関係各課と意見調整し、関係法令に規定する必要手続き及び環境保全上の意見を鳥取県に回答した。 照会件数 5件